

宜野湾市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成23年2月28日

宜野湾市監査委員

米 須 厚

上 地 安 之

1. 監査の期間

平成23年1月14日から2月28日まで

2. 監査の対象

教育委員会

教育部

総務課

施設課

文化課

生涯学習課

高校総体推進課

指導部

指導課

学務課

3. 監査の範囲

平成22年度財務に関する事務の執行

・平成22年度の契約関係文書

・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

教育部総務課

1. 予定価格の設定に係る積算根拠について

予定価格の設定については、市財務規則により「取り引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期限等を考慮して、公正に決定しなければならない。」とされており、次の契約については、「当初予算作成時に徴収した見積書に基づき、調査基準価格を設定」として、そのまま予定価格となっている。

しかし、通常は予算作成時の見積額即取り引きの実例価格とはならないと考えられるが、予算作成時の見積額を基に、どのように積算し予定価格を定めたのか市財務規則第97条第2項に則り、その根拠を明らかにするべきである。

- (1) 教育委員会庁舎昇降機保守点検業務委託
- (2) 教育委員会庁舎空調機保守点検業務委託
- (3) 塵芥処理業務委託
- (4) 産業医（内科）業務委託
- (5) 産業医（メンタルヘルス）業務委託
- (6) 『平成22年度宜野湾市の教育』の印刷製本

2. 1者を特定して契約を締結することについて

次の契約については、「産業保健分野に意欲的な医師で、職員の意識向上に指導力が特に必要とされるため」として市財務規則第113条の2第1項のただし書きを適用して1者を特定のうえ契約に至っているが、同項ただし書きで言う「特別の事情」とは、特許をもっていたり、当該業務を行なえる者が他にいないという場合等が該当するものであり、前述の理由だけでは該当しないものである。

- (1) 産業医（内科）業務委託
- (2) 産業医（メンタルヘルス）業務委託

3. 備品購入（タイムレコーダー8台）に係る備品台帳について

備品台帳の整備については、市財務規則第201条及び第217条の規定に則り記録を行ない、常に備品の状況を明らかにしておくべきである。

4. 契約概要書の契約保証金について

次の契約の概要様式については、契約保証金の欄に「損害賠償金として」という文言があり、不適切な表現なので削除するべきである。市財務規則第117条の規定に基づき適切に処理されたい。

- (1) 教育委員会庁舎昇降機保守点検業務委託
- (2) 教育委員会庁舎空調機保守点検業務委託
- (3) 塵芥処理業務委託
- (4) 産業医（内科）業務委託
- (5) 産業医（メンタルヘルス）業務委託
- (6) 『平成22年度宜野湾市の教育』の印刷製本

高校総体推進課

1. メモリアルサポート記念植樹設計業務委託契約について

- (1) 本件の予算執行伺書において、契約期間が「契約締結の翌日から、平成22年6月11日まで」と記載されているが、「契約締結の翌日から、平成22年6月30日まで」と記載するのが適正である。
- (2) 本件の見積り依頼、起案文書において、契約方法の決定についての伺いがなされているが、事前に予算執行伺書が作成され、決裁が完了した時点で契約方法は確定しているため、事後に再決裁の必要はない。
また、「随意契約とする理由書」については、契約締結の伺いの際、「契約の概要」を添付するのが望ましい。

2. メモリアルサポート記念植樹工事契約について

本件、工事着手報告の起案文書において、総務部長宛の鑑文を作成するべきであるが、添付漏れがある。今後は適切な事務処理に留意されたい。

3. 文書事務について

起案文書において、完結年月日の記入漏れが多く見受けられるので、市教育委員会文書取扱規程第30条及び市文書取扱規程第38条に基づき、適正に処理されたい。

施設課

1. 業務委託契約に係る再委託の手続きについて

次の契約については、再委託を承諾しているが、「再委託等の禁止」項目のただし書きでは「書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。」と規定されており、その書面がないのは不適切である。

- (1) 宜野湾中学校校舎等増改築基本・実施設計業務委託
- (2) 宜野湾中学校校舎大規模改造(第3期)監理業務委託
- (3) 普天間第二小学校校舎増改築基本・実施設計業務委託
- (4) 普天間第二幼稚園園舎増改築実施設計業務委託

2. 自家用電気工作物保安点検業務委託について

契約条項によると、受託者は業務着手届及び業務実施日程表を提出しなければならないが、提出されていないので契約条項に則り適切な執行を行ってほしい。

3. 契約条項に定める提出書類について

次の契約については、業務委託仕様書及び契約書に定める業務着手届、業務実施日程表の提出が期限までに提出されていない。

- (1) 空調設備保安管理業務委託
- (2) 消防設備保守点検業務委託

(3) 貨物用昇降機保守点検業務委託

4. 公共施設維持修繕事業について。

- (1) 見積書の依頼について、市財務規則第113条の2第1項の規定により2社に依頼しているが、設計図書、現場説明事項、仕様書等の添付がないので内容が不明確である。
- (2) 請書による契約保証金の免除について、「契約者が契約を履行しないときは、契約金額の10/100以上に相当する額を徴する。」としているが、請書は契約の適正な履行を確保するために契約の相手方から徴することから、「相当額を納付する。」にすべきである。

5. 平成22年度小学校用地賃貸借契約について

- (1) 本契約の賃貸借期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までで、平成22年4月1日に契約締結し執行しているが、予算執行の委任を受けた教育長の決裁日が平成22年6月24日であり遡及して契約締結し執行している。契約の遡及適用は、地方自治法第234条第5項では、「委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印・・・しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定されており、決裁日以前に遡及して執行するのは不適切である。
- (2) 普天間第二小学校用地の未契約地主の賃借料を供託予定としているが、契約できない理由の明記及び供託の手続き等適切な事務処理がなされていない。

文化課

1. 遺物展示棚購入（文化財市民活用事業）について

- (1) 物品売買契約の場合は収入印紙の貼付は不用となっているが、本契約書に収入印紙が貼付されている。
- (2) 甲の所在地が宜野湾市野嵩字730番地となっているのは適正ではない。正しくは宜野湾市字野嵩730番地である。契約を締結する場合は慎重を期せられたい。

2. 大山個人住宅に係る発掘作業業務委託（基地内遺跡ほか発掘調査）について

業務委託変更契約書に印紙が貼付されていない。期日変更の場合でも契約金額の記載のないものとして印紙税法に則り収入印紙を貼付すべきである。

3. 契約件名の統一について

次の契約の予定価格調書の件名及び一部起案の件名と契約書等の件名が相違しているので統一されたい。

- (1) 大山個人住宅に係る画像分析（図化）業務委託（基地内遺跡ほか発掘調査）
- (2) 大山個人住宅に係る画像分析（図化）業務委託（基地内遺跡ほか発掘調査）

4. 契約における不利益な文言や書式について

次の貸室賃貸借契約書は業者が作成した契約書で契約を締結しているが、その内容が市財務規則第115条（契約書の作成）にそぐわない文言等及び不利益な文言（例えば、市においては、その都度「政府契約の支払遅延に関する遅延利息の率を定める告示」に基づいた率（現在3.30パーセント）を定めているが、契約書においてはそれ以上の利率となっている。）等が契約書において明記されている。また、市公文例規程第22条の書式と相違しているので、契約を締結する際は慎重を期されたい。

- (1) 第二資料整理室借上（基地内遺跡ほか発掘調査）
- (2) 資料整理室借上（基地内遺跡ほか発掘調査）

5. 国指定文化財管理委託について

契約書を作成する場合は、市財務規則第115条第1項に基づいた契約書を作成すべきである。また、収入印紙が貼付されていないのは適切ではない。印紙税法に基づいた収入印紙を貼付すべきである。

6. 契約概要書の契約保証金について

次の契約の概要様式に契約保証金の欄に「損害賠償金として」という文言があり、不適切な表現なので削除すべきである。市財務規則第117条の規定に基づき適切に処理されたい。

- (1) 遺物展示棚購入（文化財市民活用事業）
- (2) 大山個人住宅に係る画像分析業務委託（基地内遺跡ほか発掘調査）
- (3) 大山個人住宅に係る発掘作業業務委託（基地内遺跡ほか発掘調査）
- (4) 大山個人住宅に係る画像分析業務委託（基地内遺跡ほか発掘調査）
- (5) 大山個人住宅に係る発掘作業業務委託（基地内遺跡ほか発掘調査）
- (6) 大山小学校分離・新設校建設予定地内の自然科学分析業務委託（基地内遺跡ほか発掘調査）

生涯学習課

1. 市民会館ターボ冷凍機消耗品（ロールフィルター）購入契約について

本件の物品供給請書において、かし担保契約期間の記入漏れがある。後日の紛争を防止するため、市財務規則に基づき、適切な事務処理に努められたい。

2. 予定価格の設定に係る積算根拠について

次の契約については、市財務規則第97条第2項の規定に則って、予定価格を設定すべきであるが、平成22年度予算見積書を根拠として調査基準価格調書が作成されている。予算額はカタログ定価で計上されている事例等があり、予算額を予定価格とするのは、適切な事務処理ではない。公正な予定価格を決定するため、取り引きの実例価格等の事前調査結果を明示すべきである。

また、業者見積書が積算根拠になっている事例についても、参考資料として見

積書を添付するのが適切である。

- (1) 市民会館パッケージコンデンサー直結化学洗浄契約
- (2) 市民会館ターボ冷凍機消耗品(ロールフィルター)購入契約
- (3) 市民会館3階シャッター温度ヒューズ取付契約
- (4) 市民会館門扉化粧レンガ部分修繕契約
- (5) 市民会館EF-19排気ファン修繕契約
- (6) 市民会館ワイヤレスマイク購入契約
- (7) 市民会館大ホール舞台照明効果備品購入契約
- (8) 宜野湾市青少年サポートセンター改修工事契約
- (9) 市民会館クーリングタワー補修工事契約

3. 文書事務について

起案文書において、完結年月日の記入漏れが多く見受けられるので市教育委員会文書取扱規程第30条及び市文書取扱規程第38条に基づき、適正に処理されたい。

4. H22. ミュージックフェスティバル公演業務委託契約について

本件の契約書第4条、契約保証金の条項において、「損害賠償金として」という文言があるが市財務規則第117条の規定に則った表現が適切であり、削除されたい。

5. 仕様書の編綴について

次の契約において、契約内容に「別紙仕様書のとおり」と記載されているが、原則として、仕様書は請書に編綴するのが適切な事務処理である。

- (1) ライブギノワン2010のチラシ(フライヤー). プログラム印刷契約
- (2) 創作市民劇脚本作成業務委託契約

6. 契約保証金に係る文言について

次の契約において、契約書の契約保証金の条項に「ただし、乙が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を納付する。」と記載されているが誤りであり、「徴収する。」が適切な文言である。

契約担当者は当局が、不利益を被るようなことがないように、市財務規則第117条第2項に基づき、適切な事務処理をされたい。

- (1) 宜野湾市民会館電気設備保守管理業務委託契約
- (2) 宜野湾市民会館消防用設備等保守点検業務委託契約
- (3) 宜野湾市民会館電話設備保守管理業務委託契約
- (4) 宜野湾市民会館エレベーター保守管理業務委託契約
- (5) 宜野湾市民会館ごみ処理業務委託契約
- (6) 宜野湾市民会館ターボ冷凍機保守管理業務委託契約
- (7) 音響設備機器賃貸借及び保守点検業務委託契約

7. 市民会館門塀化粧レンガ部分修繕契約（請書）について

本件、請書の契約保証金欄において、「ただし、契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。」と記載されているが、誤りであり、「納付する。」が適切な文言である。市財務規則第116条第2項及び第117条第2項に基づき、適正な事務処理をされたい。

指導部指導課

1. 平成22年度小学校児童集団宿泊学習事業に係るバス借上げの契約について

「沖縄県内の各バス会社が現在のところ宜野湾市において指名登録業者としての登録がなされていないため」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び宜野湾市財務規則第113条の2の規定により随意契約で執行しているが、**同施行令**で言う「その性質又は目的が競争入札に適しなもの」とは、上記の「登録がない」からという理由は、「性質又は目的」でないので、同号には該当しないものであり、県内にはバス会社が数社あるので、入札に付するのが望ましい。

学務課

1. 予定価格の設定に係る積算根拠について

予定価格の設定については、市財務規則により「取り引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期限等を考慮して、公正に決定しなければならない。」とされており、次の契約については、「当初予算額、予算要求時の見積もり参考、予算要求時の見積書による」としてそのまま予定価格となっている。しかし、通常は予算要求時の見積額即取り引きの実例価格とはならないと考えられるが、予算要求時の見積額を基に、どのように積算し予定価格を定めたのか市財務規則第97条第2項に則り、その根拠を明らかにするべきである。

- (1) 平成22年度小学校防犯カメラリース（モデル設置）長田小学校
- (2) 平成22年度中学校防犯カメラリース（モデル設置）普天間小学校
- (3) 平成22年度小・中学校塵芥処理業務委託
(嘉数小学校・志真志小学校・嘉数中学校)
- (4) 平成22年度小・中学校塵芥処理業務委託
(大山小学校・大謝名小学校・真志喜中学校)
- (5) 平成22年度小・中学校塵芥処理業務委託
(普天間小学校・普天間第二小学校・宜野湾小学校・長田小学校・普天間中学校・宜野湾中学校)
- (6) 平成22年度 宜野湾市立小・中学校プール水質検査業務委託
- (7) 平成22年度 宜野湾市立幼・小・中学校飲料水の水質検査業務委託

2. 契約概要書の契約保証金について

次の契約の概要様式については、契約保証金の欄に「損害賠償金として」とい

う文言があり、不適切な表現なので削除すべきである。市財務規則第117条の規定に基づき適切に処理されたい。

- (1) 平成22年度小学校防犯カメラリース(モデル設置)
- (2) 平成22年度中学校防犯カメラリース(モデル設置)
- (3) 平成22年度小・中学校塵芥処理業務委託
(嘉数小学校・志真志小学校・嘉数中学校)
- (4) 平成22年度小・中学校塵芥処理業務委託
(大山小学校・大謝名小学校・真志喜中学校)
- (5) 平成22年度小・中学校塵芥処理業務委託
(普天間小学校・普天間第二小学校・宜野湾小学校・長田小学校・普天間中学校・宜野湾中学校)